

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 5日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月25日 午前 9時00分から 令和 8年 9月 1日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 3日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月18日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 5日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,043,000 5,634,400	一括	1,408,600	188,230	40,334
1	2,107,000				
2	2,026,000				
3	2,910,000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 52番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1014.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 53番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 975.00平方メートル |
| 3 | 所 在 | 角田市佐倉字中前53番地1 |
| | 家屋 番号 | 53番1 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 38.89平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 9日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 大 張 梓

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 5 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1 4 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 5 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9 7 5 . 0 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 5 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 5 3 番 1 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 3 8 . 8 9 平方メートル |



令和7年(ケ)第 166 号
令和7年12月18日受理
令和8年 1 月27日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 52番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1014.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 53番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 975.00平方メートル |
| 3 | 所 在 | 角田市佐倉字中前53番地1 |
| | 家屋 番号 | 53番1 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 38.89平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件 1, 2		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1, 2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項(3枚目)」のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を事務所(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項(3枚目)」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件1, 2土地は、公図上、一体の宅地としてその西側で「水」を介して「道(国道に指定されている)」に接している。
- なお、当該「水」は法定外公共物となっているが、使用許可はなされていないことから、買受人は、法定外公共物使用許可申請及び使用にあたっては使用料を要するとの回答を角田市農林振興課職員より得た。
- 2 物件1土地には、コンクリート敷の洗車スペース及び洗車道具が残置されている。
- 3 物件3建物内には、わずかに残置物があるだけで電気及び水道は停止状態であった。本件債務者兼所有者会社宛ての郵便物も認められたが、2025年5月のカレンダーが掲げられたままで、その他建物内の状況から、物件3建物を空き家の状態で本件債務者兼所有者会社が占有しているものと認められた。
- なお、本件債務者兼所有者会社代表清算人Aが調査に立ち会わなかったため、占有関係等について確認することができなかった。
- 4 物件3建物に隣接して、本件債務者兼所有者会社が設置したと推認される物置(動産)が3基存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 角田市農林振興課職員	物件2土地の西側で接する「水」は法定外公共物ですが、現時点で使用許可は出ていません。 買受人には、法定外公共物使用許可申請をしていただく必要があり、使用にあたっては、一定の使用料を支払っていただくことになります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 7 年12月19日 (金) 10:40 - 10:50	物件所在地	物件確認
R 7 年12月19日 (金) 11:00 - 11:05	角田市税務課	間取図申請
R 7 年12月26日 (金) 10:30 - 10:40	仙台法務局名取出張所	差押登記確認
R 7 年12月26日 (金)	執行官室(郵便)	期日通知
R 7 年12月29日 (月)	執行官室(郵便)	間取図受領
R 8 年1月20日 (火) 10:50 - 11:30	物件所在地	物件調査, 占有関係調査, 写真撮影, 評価人同行
R 8 年1月20日 (火) 13:00 - 13:20	角田市農林振興課	接道関係について調査
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年1月20日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

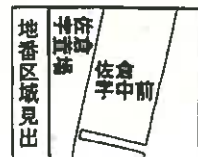
(座標値種別：国上測定)

-3495.035



-3620.035 (座標値種別：国上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	角田市佐倉字中前				地番	52番	A 4 判に縮小	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局大河原支局管轄)

令和7年10月28日

福島地方法務局相馬支局

登記官

請求番号：15-1

(1/1)

登記年月日：平成31年4月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局大河原支局管轄)

令和7年10月28日

福島地方方法務局相馬支局

全記言

(7 枚目)

請求番号：15-2

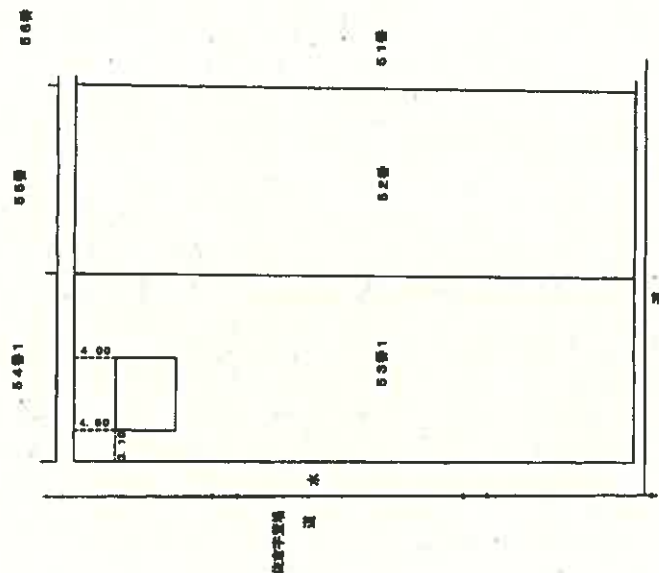
圖面
物圖
建各
階平
面圖

各階平面圖

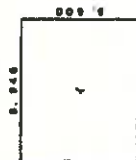
家屋番号	53番1
建物の所在	奥田新地倉庫中宿53番

角田市佐倉字中前63番地1

物件 3



10



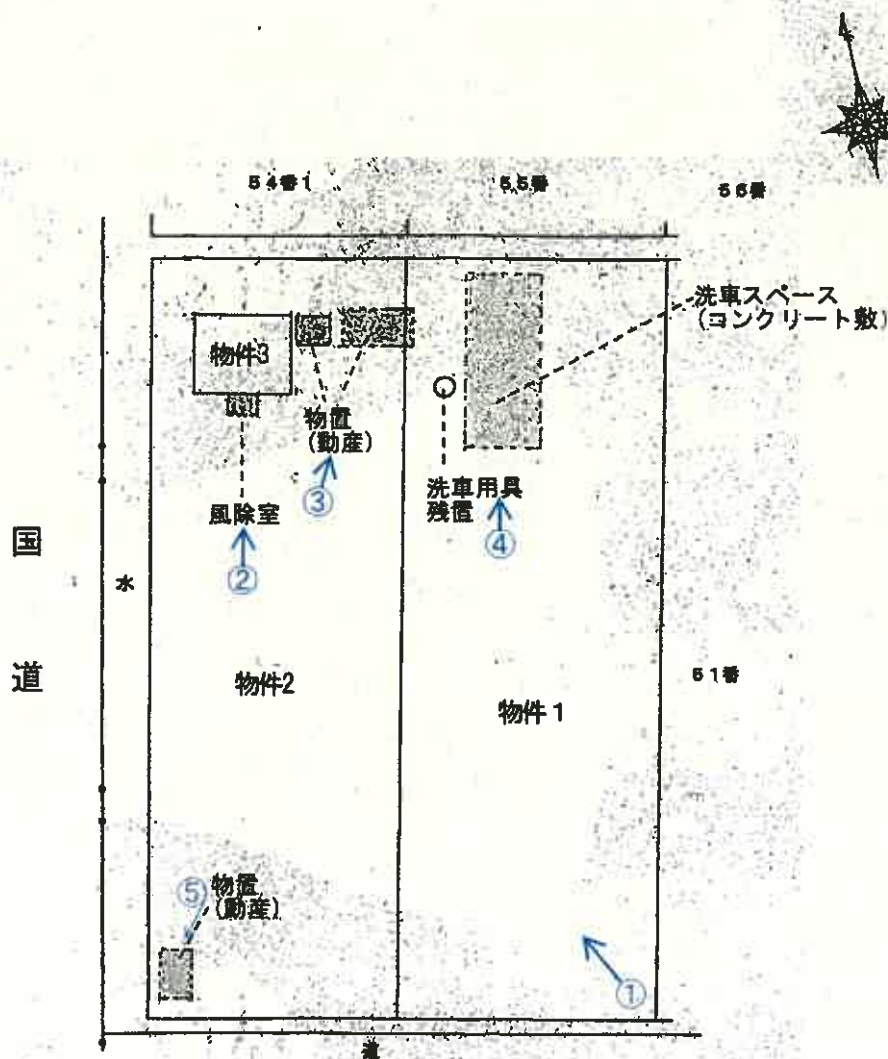
求積表

イ	0.000	×	0.946	=	30.807600
合計					30.807600
総面積					30.8076

(每幅短2)

A4判に縮小

作成者	縮尺	申請人	縮尺	800
	250		1	

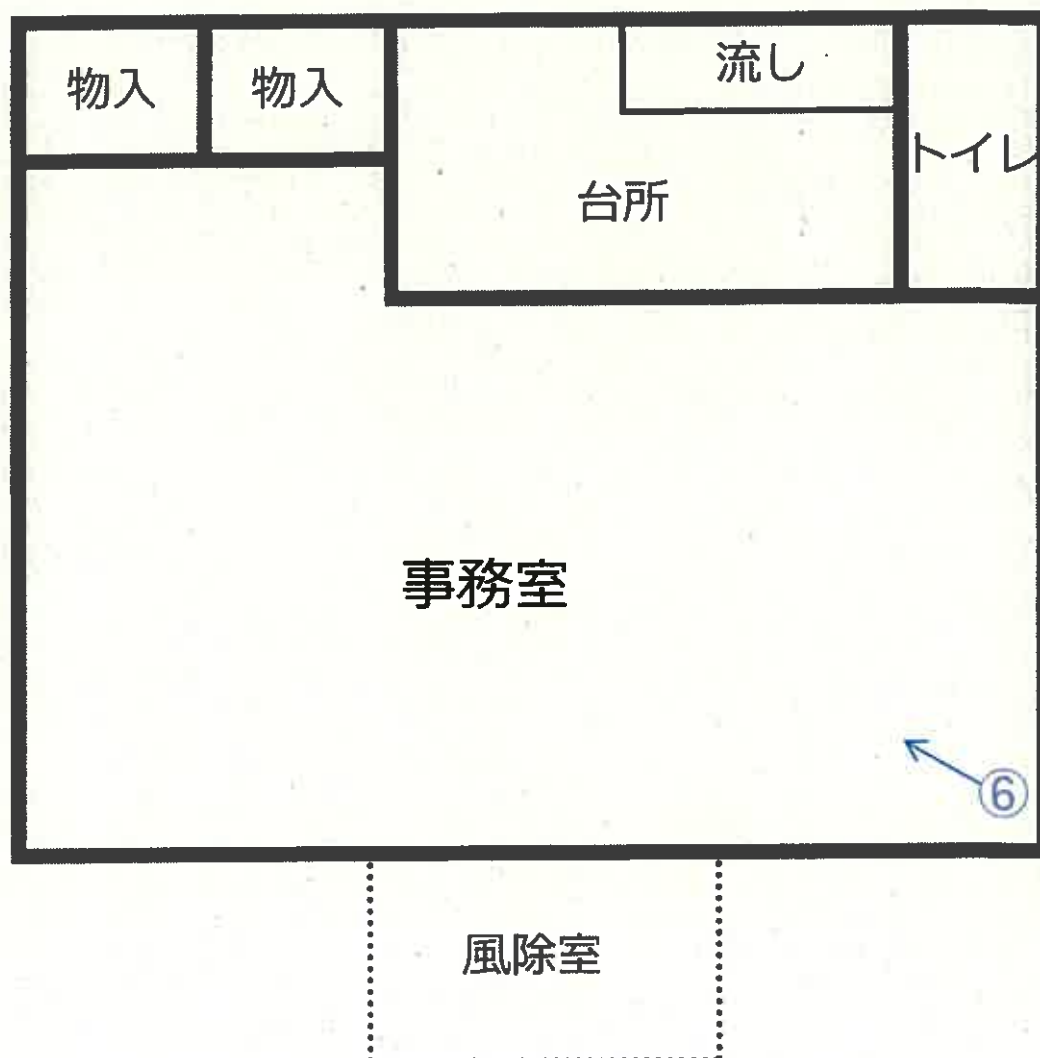


土地建物位置関係図

←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。



1 階



間取図
(物件3)

←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

写 真 1

物件 2

物件 3



物件 1

写 真 2

物件 3



写 真 3

物置(動産)



写 真 4 洗車用具 洗車スペース(コンクリート敷)



写 真 5

物置(動産)



写 真 6



令和 7 年 (ケ) 第 166 号
令和 8 年 1 月 20 日 現地調査
令和 8 年 1 月 27 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西山 敦

第1 評価額

一括価格	
金 7,043,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 2,107,000円
物件2(土地)	金 2,026,000円
物件3(建物)	金 2,910,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 地 番 地 目 地 積		
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1、2)

位 置 ・ 交 通	私鉄阿武隈急行 線「横倉」駅の北東方・道路距離約 2.1km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、国道349号沿いの業務地域に所在する。幹線道路沿いの平坦な地勢の中に事業所や倉庫などが建ち並び、農家住宅も見られる地域で、背後には農地(田)が広がる。市の中心部にある角田市役所の北方約3.0kmに位置し、北方の国道4号から8.1kmの位置にある。また、常磐自動車道・山元ICの北西方約11.5kmの位置にある(以上、道路距離)。 県内の地価は、仙台圏では物価上昇や建築費の高騰が進む中でも堅調な値動きとなっている一方で、仙台圏以外の市町村の多くは下落が進み、2極化が生まれている。角田市においては、不動産需要は低調に推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域 無指定
	建 ぺ い 率	指定: 70%
	容 積 率	指定: 200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 の 規 制	
画 地 条 件	間 口 ・ 奥 行	約54m×約36m
	地 積	1,989.00㎡
	形 状	長方形状
	地 勢	平坦
	街路接面状況	中間画地
	そ の 他	
接 面 道 路 の 状 況	西側で幅員約17mの舗装国道(建築基準法第42条1項1号道路)に等高に接面する。17mの幅員の中には、歩道部分を構成する水路敷(暗渠・法定外公共物)が含まれ、車道部分の幅員は約7.5mである。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件3の建物の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上水道 : あり 下水 道 : あり ガス配管 : なし	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	敷地内の外周部分を中心に、雑草が繁茂している状況にある。 損傷が中程度で、タイヤなどの残置物があるスチール製物置(動産)が3棟存する。 国道との間の水路敷(暗渠・法定外公共物)については、使用に際して申請が必要となり、使用面積に応じて使用料の支払いを要する(角田市農林振興課)。	

2 建物の概況及び利用状況(物件3)

区 分	主である建物： 家屋番号 53番1	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載) :	平成 31 年 3 月 19 日 新築
	経 過 年 数 :	7年
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数 :	23年
構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
仕 様	外 壁: パネル	床 : カーペット等
	内 壁: ボード等	設 備: 電気・給排水
	天 井: ボード	
	その他:	
	(注)建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床 面 積 (現 況)	38.89㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途	事務所
	間 取 り	別添間取図の通り
品 等	劣 る	
保守管理の状態	劣 る	
建 物 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	家財道具、事務用品等が少量残置されている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1、2(土地)

目的土地の建付地価格を以下のとおり求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	7,670円/㎡	0.86	1,014.00㎡	1.00	6,689,000円
2	7,670円/㎡	0.86	975.00㎡	1.00	6,431,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

基準地 角田(県)ー4

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 5,100\text{円/㎡} & \times & \frac{97.8}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{65} & \div & 7,670\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正: 標準的

◇ 地域格差 : 街路-5、交通接近-2、環境-30、行政0

イ 個別格差: 宅地整備費等-10、接道状況(利用上の制約)-5(物件1、2)

ウ 地 積: 登記数量による

エ 建付減価: 土地上の建物の土地に対する最有効使用の阻害の程度より減価率を求め、建付減価を判定した。(減価率: 0%)

② 物件3(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ
3	136,000円/㎡	38.89㎡	0.69	3,649,000円

ウ 現価率: 経過年数7年、経済的残存耐用年数 23年、観察減価 10%、残価率 0%
により現価率を査定した。

$$\diamond \text{現価率: } 0.69 = \{ 0 + (1 - 0) \times (23\text{年} / 30\text{年}) \} \times (1 - 0.10)$$

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、物件1、2については土地利用権等価格を控除し、物件3については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	6,689,000円	1.00	0.25	法定地上権	1,672,000円
2	6,431,000円	1.00	0.25	法定地上権	1,608,000円

イ 土地利用権等の及ぶ範囲： 上記物件番号の土地の 100% の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合： 土地利用権等を 法定地上権 と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

② 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,689,000円	－ 1,672,000円		0.70	0.60	2,107,000円
2	6,431,000円	－ 1,608,000円		0.70	0.60	2,026,000円
3	3,649,000円	＋ 3,280,000円	1.00	0.70	0.60	2,910,000円
一括価格(合計)						7,043,000円

ウ 占有減価修正： 修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正： 対象不動産周辺における最近の不動産需要を考慮し、市場性修正率を上記のとおり判定した。

オ 競売市場修正： 「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

基 準 地 角田(県)－4

所 在 : 角田市尾山字上大門28番外

価 格 : 5,100円/㎡

位 置 : 私鉄角田駅の南東方約6.3km(道路距離)に位置する。

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 612㎡

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 街 路 : 北側8m市道・背面道

用 途 指 定 等 : 都市計画区域外

地 域 の 概 要 : 一般住宅、農家住宅、店舗併用住宅などが見られる集落地域

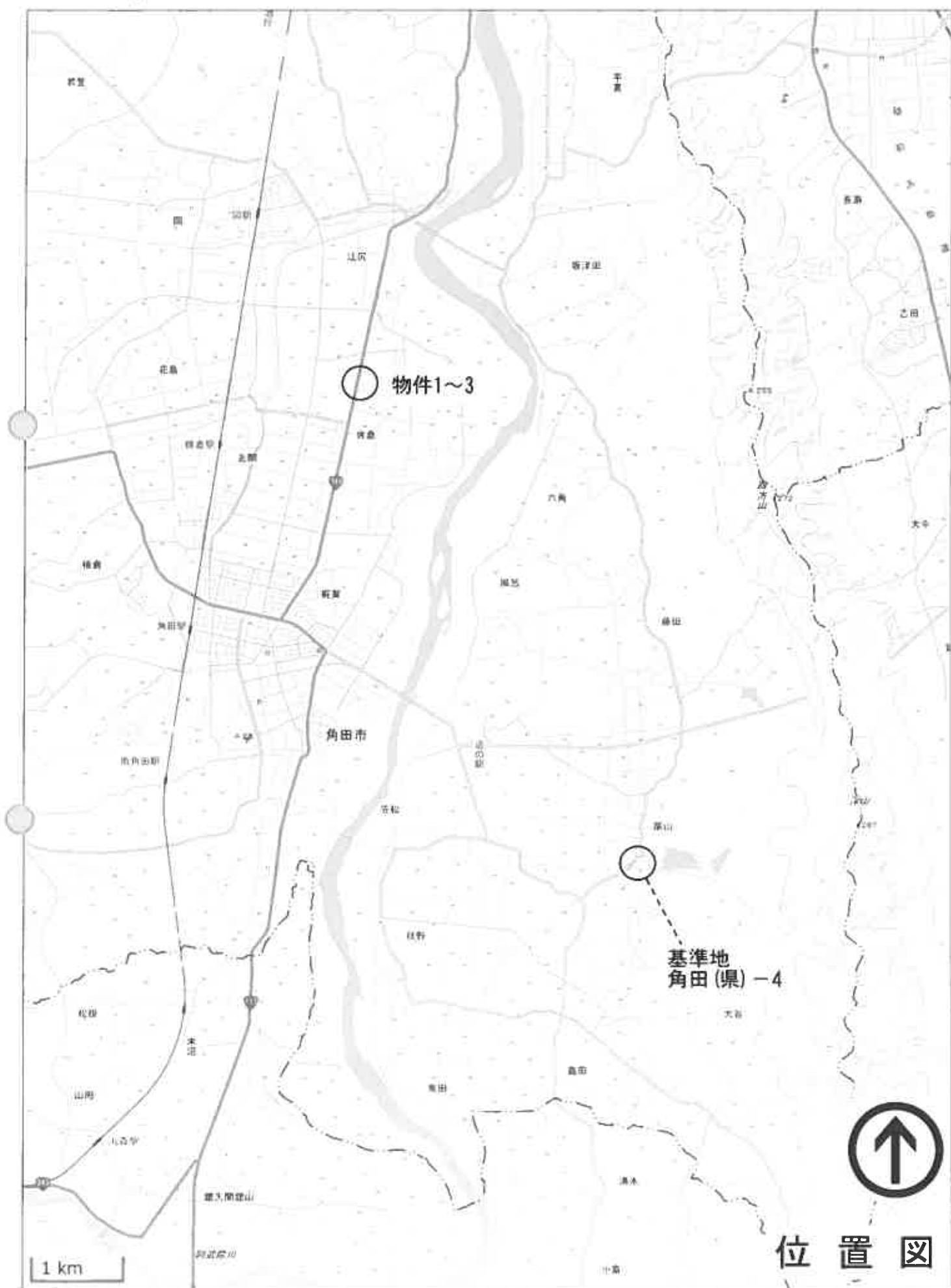
第7 附属資料

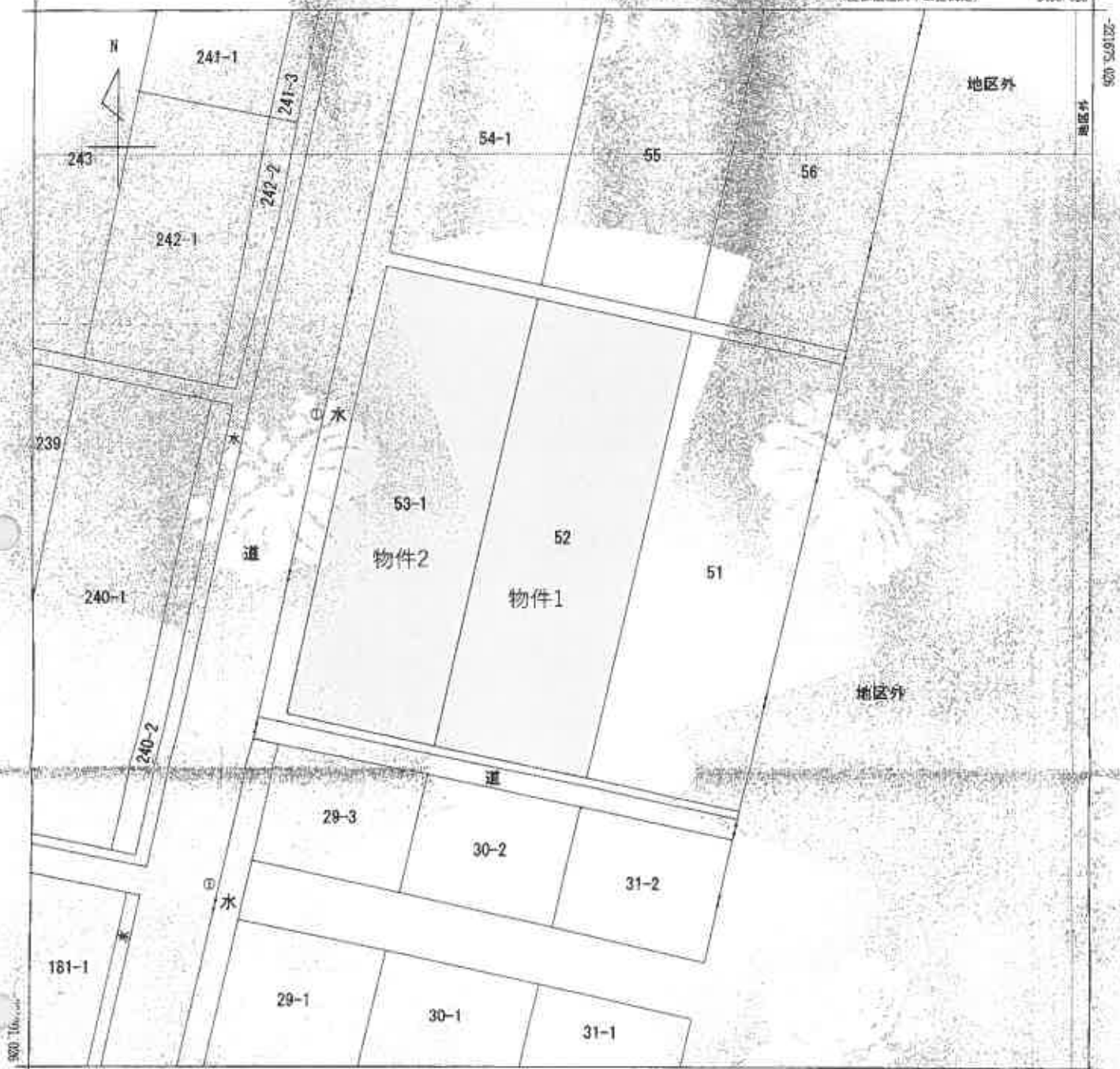
- 1 位置図(国土地理院地形図)
- 2 法第14条1項地図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 52番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1014.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 角田市佐倉字中前 |
| | 地 番 | 53番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 975.00平方メートル |
| 3 | 所 在 | 角田市佐倉字中前53番地1 |
| | 家屋 番号 | 53番1 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 38.89平方メートル |





-3620.035 （座標値種別：国土地院）

（注）国土交通省国土地院が公表した座標補正パラメータ（tsuhokstaiheiyosaki2011.par）による修正がされています。



請求部	所在	角田市佐倉字中前				地番	52番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備考 付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

A3をA4に縮小

（仙台法務局大河原支局管轄）

令和7年10月28日

福島地方法務局相馬支局

登記官

請求番号：15-1

(1/1)

各階平面図

面圖
圖面
物平
建階
各面

家賃番号	53番1
建物の所在	美田村松島字中館53番



圖書室

555

102

10

2

1

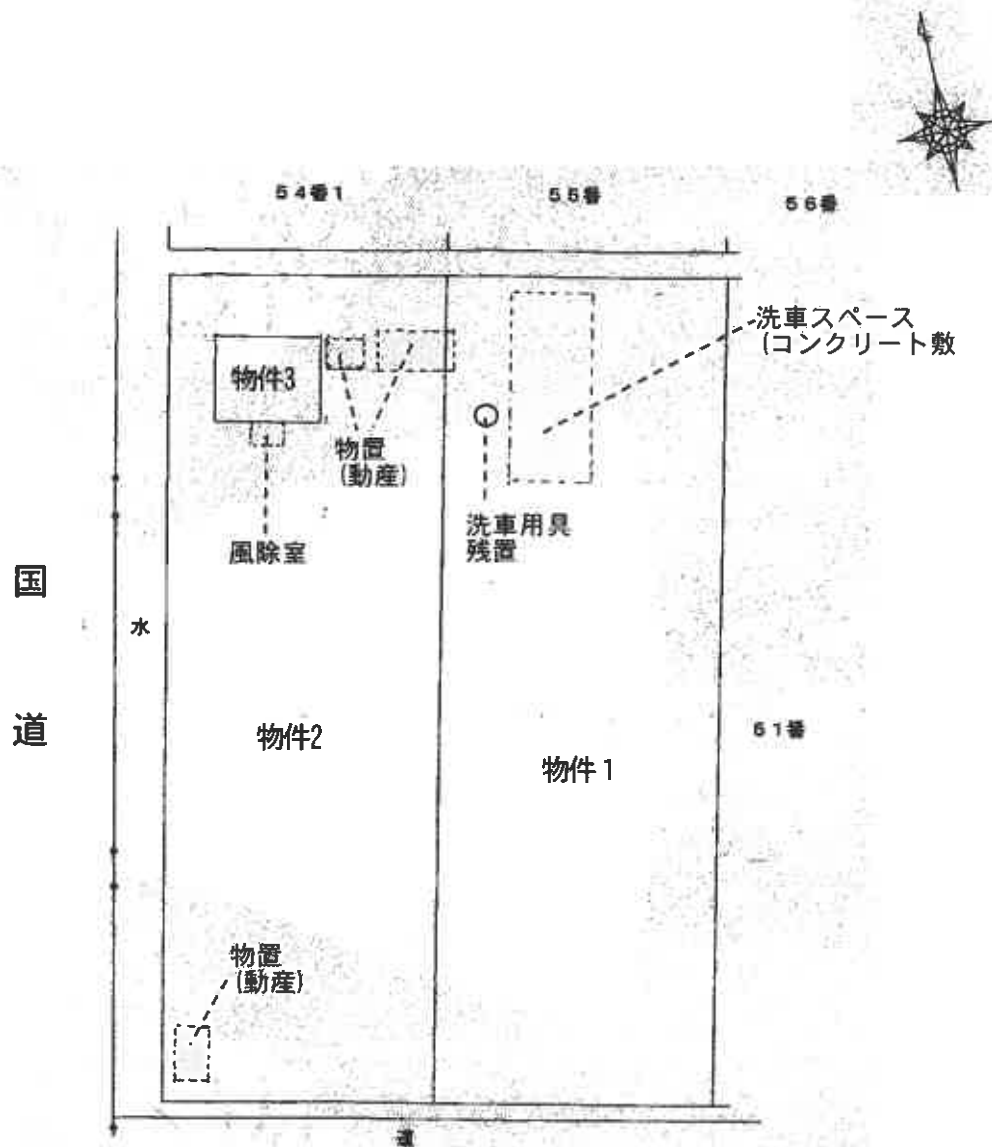
物件 2

[illegible]

(四) 國語附註

作成者	平成31年3月29日作成	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	--------------	-------------	-----	-------------

(日本)東京屋敷市士合連合會用紙



土地建物位置関係図

1 階

